ECサイト運営者に対する特許権侵害訴訟

~ECサイト運営者の責任範囲~

中国知的財産権訴訟判例解説 (第53回)

天猫ネットワーク有限公司 上訴人 (原審原告)

> 嘉易烤公司 被上訴人(原審被告)

> > 河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国においては模倣品がECサイト上に数多く出品されており、インターネットを通じた特許権侵害行為に対する対策が必要となる。

本事件においては特許権者が、出品されている商品が特許発明の技術的範囲に属する資料等を ECサイト側に提出したが、記載内容が不十分であるとしてECサイト側は適切な対応を取らなか った。

人民法院は侵害責任法の規定に基づき、ECサイト運営者の販売行為は共同侵害行為に該当し、 出品者と連帯して責任を負うと判断した。

2. 背景

(1) 特許の内容

嘉易烤公司(原告)は、"赤外線加熱調理装置"と称する発明特許権を所有している。特許番号は番号ZL200980000002.8(以下、002特許という)である。002特許は、2009年1月16日に出願され、2014年11月5日に登録された。